

令和5年度 支援制度一覧

市 町 名	若狭町
担当部署名	： 総合政策課
電話番号	： 0770-45-9112

区分	制度名		金額	内容	大学等新卒者	担当課
仕事	□	事業所ネットワーク		町内事業所の紹介	○	観光商工課
仕事	□	インターンシップ事業		かみなか農楽舎において、学生および若い社会人を対象に、1週間から1ヶ月程度の農業就業体験を実施。研修中は、農楽舎の宿泊施設（個室）を使用し、農楽舎研修生と共同生活を行う。	○	産業振興課
住まい	□	就農支援ハウス		【入居条件】 ・対象：県の認定新規就農者または農楽舎卒業生（家族を含む） ・期間：最長2年 ・家賃：月額15,000円	○	産業振興課
住まい	□	宅地分譲		移住希望者に向け宅地分譲を実施 分譲宅地：2箇所	○	総合政策課
住まい	□	若狭町子育て世帯分譲地購入補助金	30万円	補助内容：分譲地を購入した子育て世帯に補助金を交付（夫婦いずれかの年齢が40歳未満又は19歳未満の子供がいる世帯）	○	総合政策課
住まい	□	空き家情報バンク		町内の売買や賃貸を希望する空き家の情報をWebで公開し、空き家の活用希望者へ照会	○	総合政策課
住まい	□	空き家活用支援事業	上限60万円	空き家情報バンクに登録されている物件のリフォーム支援	○	総合政策課
住まい	□	町営住宅		U・Iターン者優先	○	建設課
妊活	□	不妊治療費助成	上限30万円	特定不妊治療に伴う保険適用外治療費かつ県助成事業対象外の治療費のうち7割に相当する額（千円未満切り捨て）を、1年度につき1回助成。	○	健康医療課
子育て	□	出産・子育て応援ギフト	妊娠時：50,000円 出産時：50,000円	妊娠や出生の届出を行った妊婦または子育て世帯に対し出産・子育て応援ギフトを支給。	○	子育て支援課
子育て	□	子ども医療費助成	無料	中学校3年生までの子どもの医療費を助成 令和4年8月1日から18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費を助成	○	福祉課
子育て	□	保育料および副食費の無料化	無料	第3子以降の保育料および副食費無料 第2子の保育料無料（所得制限あり）	○	子育て支援課
子育て	□	病児保育事業	【利用料】 1日：2,000円 半日：1,000円	病気治療中または病気回復期の子どもを、病院の専用室で一時的に預けられるサービスを実施。	○	子育て支援課
子育て	□	一時預かり事業	【利用料】 1日：2,200円 半日：1,100円	自宅で保育している子どもを町内の保育所で一時的に預けられるサービスを実施。	○	子育て支援課
子育て	□	すみずみ子育てサポート事業	利用料の一部補助 （350円または700円）	保護者が就職活動、疾病、事故、冠婚葬祭などの事由により児童を養育できない場合、一時預かりを実施	○	子育て支援課
子育て	□	子育て支援センター	無料	子育て中の親子が気軽に交流や情報交換ができる場所 育児講習や育児相談等地域の子育て家庭に対する育児支援を実施	○	子育て支援課
子育て	□	児童手当支給	3歳未満：15,000円 3歳～小学校修了前：10,000円 ただし、第3子以降：15,000円 小学校修了後～中学校修了前：10,000円	中学校修了までの子どものいる家庭に手当を支給	○	子育て支援課
子育て	□	在宅育児応援手当支給事業	対象児童1人あたり 月額1万円	保育所等を利用せず、第2子以降の低年齢児（0～2歳児）を家庭で子育てする低所得世帯に対し、在宅育児応援手当を支給	○	子育て支援課
子育て	□	放課後児童クラブ		保護者が就労等で家庭にいない小学生のための放課後の居場所	○	教育委員会
その他	□	就農研修	1年生：月額5万円 2年生：月額7万円	かみなか農楽舎では、都市等の若者の就農・定住を促進し、集落を活性化することを目標に、農業栽培技術と農村生活を学ぶ長期研修（最長2年）を実施。研修生には法人より研修奨励金を支給。施設には個室完備、家賃不要。	○	産業振興課
その他	□	就農相談		給付金・補助金など	○	産業振興課
その他	□	農家民泊		農家民泊専用HPに各農家民泊の情報を掲載	○	観光商工課
その他	■	県外等での移住セミナー			○	総合政策課
その他	■	移住就職等支援金【東京圏型】	世帯：100万円 単身：60万円 18歳未満のもの1人につき100万円加算	移住等に関する要件を満たす者のうち、就業に関する要件、テレワークに関する要件、又は企業に関する要件のいずれかを満たす者は、移住支援金の交付を受けることができる。	○	

※ □ … UIターン者を含む住民が対象 ■ … UIターン者のみが対象

令和5年度 支援制度一覧

市 町 名	若狭町
担当部署名	： 総合政策課
電話番号	： 0770-45-9112

区分	制度名		金額	内容	大学等新卒者	担当課
その他	■	移住就職等支援金 【全国型】	世帯：50万円 単身：30万円 18歳未満のもの世帯につき 100万円加算	移住等に関する要件を満たす者のうち、就業に関する要件、テレワークに関する要件、又は企業に関する要件のいずれかを満たす者は、移住支援金の交付を受けることができる。	○	総合政策課
その他	■	移住サポート事業		移住を目的に若狭町へ見学に来ていただく際の助成 例）・関東方面 申請者 13,000円 同行者（大人） 申請者の50% 同行者（小人） 申請者の30% 例）・関西方面 申請者 8,000円 同行者（大人） 申請者の50% 同行者（小人） 申請者の30%	○	総合政策課
その他	■	奨学金返還支援	最大130万円	若狭町出身者であって、若狭町内に居住する者のうち大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返還するものに対し奨学金補助金を交付 若狭町に居住し、 (1)町外の事業所等に勤務：最大50万円（公務員を除く） (2)町内の事業所等に勤務：最大100万円（公務員を除く） (3)町内の医療機関や介護事業所で医療職・介護職として勤務（公務員を含む）：最大130万円	○	
その他	□	結婚支援事業	29歳以下の夫婦 最大70万円 39歳以下の夫婦 最大40万円 夫婦の一方が25歳以下の場合更に 10万円加算	補助内容：婚姻を機に住居を取得（建物購入費）、リフォーム（建物修繕・増築・改築・設備更新などの工事費）、賃借（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）、引っ越し（引っ越し業者・運送業者に支払う費用）に要した費用の補助金を交付	○	

※ □ … UIターン者を含む住民が対象 ■ … UIターン者のみが対象